

2. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、スポーツ基本法並びに第2期スポーツ振興計画（第2期北海道スポーツ推進計画）に基づく標津町のスポーツ推進に関する計画です。

※ スポーツ基本法第10条

都道府県及び市町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところによりその長がスポーツに関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

- (2) 本計画は、町の各種計画のなかにおいて、スポーツ分野の個別計画として位置づけます。

3. 計画期間

この計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間としています。

4. 計画策定における柱と具体的方策

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

【現状と課題】

- ・ 町民が心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯に渡り誰もがそれぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無、技術、興味、目的に応じて、スポーツ環境に親しむことができる体制整備が必要です。
- ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は全国平均で43%（障がい者は19%）、週3回以上は前出の約2分の1の状況です。本町も同じ状況にあるといえます。
- ・ 男女ともに30代から50代のスポーツ実施率が低く、勤労者や女性を中心にスポーツへの関わりを高める必要があります。
- ・ 急速に進む高齢社会の中にあって、中高年者の健康意識が向上し、自ら積極的に運動と関わり、健康増進や体力向上を図ることは、安全かつ快適な生活の確保だけでなく、医療費の抑制による財政健全化やコミュニティの活性化につながります。
- ・ 2年後に迫った東京オリンピック・パラリンピック大会を、「する・みる・ささえ

る」スポーツへの機運を高める絶好の機会と捉えていく必要があります。

【今後の方向性と目標】

- ・ 自分の健康は自分で守るという「ヘルスプロモーション」の考え方で日常生活を充実したものにする必要があります。
- ・ 平成34年度までに健康運動指導士の資格保有者の養成を図る必要があります。
- ・ 平成34年度までに成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%にするとともに成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指します。
- ・ 人と人とのふれあいが町の元気をつくり地域や人を育てるため、町民総参加型事業の一層の充実を図り、スポーツを通して地域住民のコミュニケーションづくりの推進に努めます。
- ・ 人生が豊かになるためのスポーツの啓発（するスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツ、聞くスポーツ、読むスポーツ等）を図り、QOL（生きがいや生活の質）を高める必要があります。
- ・ 男女とも20代～50代のビジネスパーソンや子育て世代への運動スポーツのアプローチへの工夫が必要です。
- ・ 体育協会各加盟団体が、町民の健康づくり対策について「行政・団体・住民」の三位一体となった取り組みを考え、実施して行く必要があります。

【事業】

- ・ 健康ポイント事業の改善と積極的な活用を図る。
- ・ 企業や事業所における「健康経営」を促進するために、ラジオ体操・ウォーキング・レクリエーション活動の啓発を図る。
- ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携で、健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」を策定し、元気であることは社会貢献であるという意識を高め、高齢者のスポーツ参加機会の充実を図る。
- ・ 初歩のトレーニング教室、エアロビクス教室（リズム運動）などの開催で、スポーツ機会の拡充を図る。
- ・ ウォーキング事業については、「ウォーク&ビア」や他の事業にウォーキングをセットするなど、地域の活性化も含めた町民のコミュニケーションを図る。

(2) 幼少期からのスポーツ機会の充実と子どもの体力向上

【現状と課題】

- ・ 近年、子どもたちの心の危機（工夫できない、社会性・意欲・情緒の欠如、ストレスの増加）や体の危機（動作の未発達、運動量の減少、生活習慣病の増大、運動器不全等）が指摘されています。
- ・ 遊びの必要条件（仲間・空間・時間）の減少や親子の絆の希薄化、食や睡眠時間を中心とした基本的生活習慣の乱れも指摘されています。
- ・ 道内や本町の子ども達の体力テストの結果は、全国平均を下回っており、運動・スポーツをする子としない子の二極化が現れています。
- ・ 少子化により、スポーツ少年団活動の停滞が一部で見られることから地域を挙げて子どもを育成する工夫が必要です。
- ・ 学校運動部活動と地域スポーツ指導者の有機的連携のために、本町独自の部活動指導員制度の在り方を検討する必要があります。

【今後の方向性と目標】

- ・ 関係者が子どもの体力に係るリテラシーを高め、脳を鍛えるには運動が最良という考えの定着による保護者も含めた意識の変化を図る必要があります。
- ・ 運動やスポーツにより、できたという「有能感」や頑張るという「忍耐力」が育まれ、仲間と遊ぶことで思いやりの感性（社会性）や失敗経験による創造性、協調性などの力を引き出す「遊び」の奨励に努めます。
- ・ 「夢のある人たちにしか夢のある町は作れない、夢のある町にしか夢のある子は育たない」という意識を持ち、地域の宝である子ども達を育む社会力の結集が必要です。
- ・ 体育文化振興基金を発展的に解消し、日常活動に密着した「子ども未来基金」の創設を図り、スポーツの振興と青少年の健全育成を進めます。
- ・ 「幼児期運動指針」や「アクティブ・チャイルド・プログラム」の理解と情報発信及び親子も含めた事業展開に努めます。
- ・ 中学校部活動を含めたジュニアスポーツを地域全体で支える体制整備を検討します。

【 事 業 】

- ・ 幼児運動教室、親子運動教室の全町的な実施を図る。
- ・ 運動習慣の二極化を解消する「総合型スポーツ少年団」の設立と展開を試みる。
- ・ スポーツ体験教室を、現在の年間20回から年間40回に増やし、子どもの動きづくりや体づくりへの入り口の教室としての確立を図る。

(3) 地域スポーツの構造改革の推進

【現状と課題】

- ・ スポーツの素晴らしさを伝え、スポーツを楽しめる仲間を増やし、スポーツの輪を広げていける指導者の養成が必要です。
- ・ 地域コミュニティを支えるスポーツ活動の要である指導者は、地域の課題を把握し地域住民に親しまれる資質の向上を図るための機会の拡充が必要です。
- ・ 体育協会は、スポーツの経験や専門的力量からスポーツの普及・振興のために地域に根を下ろした活動を展開し、地域住民のリーダーとしての自覚が必要です。
- ・ 地域住民の「健康」と「交流」の拠点としてスポーツの楽しさを求めるNPO法人標津スポーツクラブは、町内での認知度の向上と加入率の増加を図り、加えて地域の課題解決に向かう事業展開が期待されます。
- ・ 地方創生に結び付く町づくりと連動したスポーツ活動の推進が必要です。
- ・ 真の地域振興は「共助」にあるという官民一体となった取り組みが必要です。

【今後の方向性と目標】

- ・ 人口減少時代に対応し得るスポーツ組織の体制を整えるために、標津町体育協会とNPO法人標津スポーツクラブを統合し、「NPO法人（一般社団法人）標津スポーツ協会（スポーツリンク標津）」の早期の設立を目指します。
- ・ スポーツ事業の展開と施設の管理運営を総括した「指定管理者制度」の早期の導入を目指します。

※将来は社会教育全体を含めることを考慮した、文化・スポーツの核になることを目指します。

- ・ スポーツによる人づくり、スポーツによる町づくりのために関係機関との融合・複合化に向けた検討が必要です。
- ・ 体育系大学との連携協定を行い、幼児から高齢者までの生涯スポーツ事業のより一層の充実と競技力向上及び指導者の養成に取り組みます。
- ・ スポーツ親善大使を委嘱し、本町のPRとスポーツ振興並びに「夢・先生」として青少年の健全育成を推進します。
- ・ 2020年東京オリンピックのレガシーになる、地域スポーツの推進を含めた「一億総スポーツ社会」の実現にむけたフロントランナーとしてスポーツによる健康で活力ある地域社会を目指します。
- ・ 誰もがスポーツを行いスポーツに触れる権利（スポーツ基本法）があるため、地域が一体となり、障がい者スポーツの振興を図り、共生社会の実現に努めます。
- ・ 競技スポーツの維持、すそ野拡大によるアスリートの発掘・養成は、スポーツ振興に不可欠のものであり、町民に夢や希望・勇気をあたえることから、スポーツ少年団や競技団体の活動を促進します。
- ・ 支えるスポーツの風土を形成し、スポーツを通じたQOLの向上のためにもスポーツボランティアの機会の創出と体制整備に努めます。
- ・ 交流人口の拡大とスポーツによる地域活性化の促進を図るため、地域スポーツコミッションの理解を図り、スポーツツーリズムや合宿誘致への取り組みを検討します。

(4) スポーツ施設の整備と情報提供

【現状と課題】

- ・ 町内には、恵まれたスポーツ施設（屋内・屋外）がありますが、老朽化が進んでいます。今後は廃止を含めた長期的な整備計画を早急に検討する必要があります。
- ・ 特に、スポーツ振興の拠点である総合体育館は、昭和51年竣工であり、築42年を経過しています。平成20年度の耐震調査においては、アリーナ部分の改修が必要との診断がなされており、改修方法等についての議論を早急に深める必要があります。
- ・ 本町のスポーツ施設は、平成17年度までは無料化であり、平成18年度より平成24年度までの7年間を有料化、平成25年度からは8年振りに再び無料化で推移

しています。受益者負担や文化施設との整合性も含め検討が必要です。

- ・ 家庭や職場であっても総合体育館の利用状況を把握し、申し込みもできるシステムの研究が必要です。
- ・ 町民が多様なスポーツ情報を入手できるような情報提供システムを整備することが必要です。

【今後の方向性と目標】

- ・ 総合体育館の改修については、スポーツ施設運営協議会を設置し、関係者との協議を実施し、町部局との検討に移るよう早期の対応を行います。
- ・ スポーツ関係者へのアンケート調査や町民の要望も取り入れながら、施設の廃止も含めた修繕やリニューアル、多目的化などにより有効利用できる効果的なスポーツ施設整備計画を策定します。
- ・ 利用者の利便性向上を目的に施設利用（予約）システムの導入を検討します。
- ・ 施設利用者等からモニタリング等を計画的に実施するほか、主要スポーツ施設に「グリーンポスト（仮称）」を設置し、町民からの情報や意見を収集します。
- ・ 指定管理者受託団体による、恵まれたロビーを使った軽食販売、コミュニティカフェの実現について検討して参ります。